

議案第 88 号

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部
を改正する条例について

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例を次のように
改正する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成29年安中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第5条中「管理に」の次に「努めるとともに、市が実施する空家等の適切な管理及び活用の促進に必要な措置に協力するよう」を加える。

第6条第1項中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条第2項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第7条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条第1項及び第2項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項第1号中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、同項第2号中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

第10条第5項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。